

## 第10期第3回法制問題小委員会における権利制限の一般規定に関する主な議論の概要

### 【全般】

- ・ A～C類型の枠内の表現がそのまま条文の文言になるものでないことには留意をする必要がある。
- ・ 中間まとめ（素案）では、A類型とB・C類型とを分けてまとめているが、並列的にまとめてもよいのではないか。
- ・ 最終的なとりまとめを行うまでに、意見募集や、企業における著作物の利用実態の聴取を再度行うなどして、権利制限の一般規定の真の必要性を把握した上で、検討すべきである。
- ・ 経済法など他法においても、一般規定が設けられ、刑罰規定の適用もあることから、明確性の原則との関係については、ある程度柔軟に解しても良いのではないか。

### 【A類型について】

#### （いわゆる「写し込み」について）

- ・ 付随性や軽微性についてメルクマールが不明確である以上、写し込みがA類型に該当するという記載は削除すべきではないか。利用者から見て明確な基準を読み取れる程度の規定にならないとすると、写し込みの場合、萎縮効果の解消という効果は結局望めないのではないか。
- ・ 写し込みがA類型に該当する根拠についての明確なコンセンサスがないう状況で、また、非営利性を要件としない中で、写し込みがA類型に該当するという記載を敢えて残す必要はないのではないか。
- ・ A類型の表現の明確性が問題なのであるとすると、写し込みがA類型に該当するという記載を削除したところで、問題点の解決にはならないのではないか。
- ・ 「具体的な事案によっては」と留保をつけているのであり、写し込みがA類型に該当するという記載を削除する必要はないのではないか。

### 【B類型について】

#### （必要性について）

- ・ 黙示的許諾の法理や個別権利制限規定の解釈で解決ができるのであり、一般規定の対象と位置づける必要はないのではないか。
- ・ 明確性の原則という観点からB類型を考えると、A類型以上に問題になるのではないか。

- ・ 立法技術という観点からは、B類型を法律で定め、具体的な適用場面を政令に委任するという方法が考えられるのではないか。
- ・ 個別権利制限規定や政令で拾いきれないものをどう拾うかというのが一般規定の意義である。
- ・ 法律で漠然と定め、政令に委任する場合、一々閣議決定で政令を定めない限り違法と解されてしまうのは問題ではないか。
- ・ 黙示的許諾の法理や個別権利制限規定の解釈で解決するよりも、根拠規定を置く方が、より明確である。
- ・ B類型を一般規定の対象とすることにより、萎縮効果が解消されるというメリットがあるのではないか。

#### (対象範囲について)

- ・ 既に許諾を受けた利用を達成する過程における利用に加え、これから許諾を得ようとする場合における利用もB類型に含まれると考えるべきではないか。ただし、許諾が得られなかった場合の廃棄義務等を検討する必要がある。
- ・ 「適法な利用」には、支分権に該当しない利用行為も考えられるのではないか。例えば、特定少数者への送信は支分権に該当しないが、そのための複製はB類型で読み込めるのではないか。
- ・ B類型の趣旨を考えるにあたっては、放送事業者等による一時的固定を定める44条1項（「放送事業者は、第23条第1項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。」）が参考になるのではないか。
- ・ 素案に挙げられた例を見ると、いずれも「不可避的」とはいえないのではないか。「不可避的」は表現として厳格すぎるのではないか。

#### 【C類型について】

- ・ 素案の表現（「著作物を知覚するための利用とは評価されない利用（著作物の本来の利用とは評価されない利用）」）では、本来の利用と評価されない利用とは一体何か明らかでない。具体的な想定事例を踏まえたメルクマールやおおよその適用範囲を具体的に検討すべきである。例えば「研究開発目的でその目的である機器等の政令で定めているものの検証するため、必要な限度で他人の著作物を利用する場合であって、著作物の本来の利用とは評価されない利用」といった方法が現実的な在り方ではないか。
- ・ 政令で全て拾い切るとは難しく、現実的ではないのではないか。
- ・ 質的意味における軽微性と、研究開発等の目的の公益性等とを組み合わせることにより、適切な範囲が画されるのではないか。

- ・ 素案の表現の括弧の外（「著作物を知覚するための利用とは評価されない利用」）と括弧の中（「著作物の本来の利用とは評価されない利用」）とは意味が異なるのではないか。例えば、裁判の証拠として著作物を利用する場合、著作物の知覚はあるが本来的な利用ではないのではないか。知覚するための利用であっても権利制限の対象とすべき場合もあるのではないか。
- ・ 著作物の価値を享受する（＝enjoyment）行為でなければ、本来的な利用ではないのであり、著作物の知覚があってもC類型に該当すると考えるべきではないか。
- ・ 本来的な利用か否かを基準とすると、対象が広がり過ぎる可能性があるのではないか。C類型は、ネット社会においてネットワーク上で生じる思わぬ複製等を救うところにあり、検索エンジン等、近時の改正を包括するようなものとして捉えるべきであり、それをどう条文化していくかという問題ではないか。
- ・ 素案に挙げられた例（「映画や音楽の再生に関する技術の開発や、当該技術の検証のために必要な限度で行われる映画や音楽の視聴」）では、利用者は著作物の音色等の内容を利用しているが、それが「本来的な利用」ではないと言い切れるのか、という問題がある。また、このような例をC類型の対象とするのであれば、企業における著作物の利用実態を十分聴取するなどし、真の必要性はどこにあるのかという点を十分検討しておくべきではないか。

#### 【要件について】

- ・ 追加の要件として、「著作物の種類、用途、利用の態様等に照らし社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であること」といった類のものを入れておいた方がよいのではないか。明確性の原則との関係が問題となろうが、既に現行法にある表現であり、問題はないのではないか。
- ・ 著作物が広く利用されるという観点から、A～C類型の要件は緩く解釈してもよいと思うが、根本としては、著作権者の利益を不当に害してはならないのであり、そこを明確にするためにも、上記追加要件を正面に出した方がよいのではないか。
- ・ 条文化した場合にA～C類型が明確に表現されているのであれば、上記追加要件は不要となるとも考えられ、上記追加要件は一種の安全弁的なものと考えればよいのではないか。

#### 【パロディとしての利用について】

- ・ 現実問題としてパロディに関する個別権利制限規定を作るのは困難ではないか。権利制限の一般規定を条文化するに当たり、パロディを除外する旨を明記しないのであれば、判例によりパロディが（一般規定による）権利制限の対象となることもありうるのではないか。
- ・ 一部のパロディがA～C類型に入ることが理論的にないとは断言できないものの、パロディに対応することを想定してA～C類型を表現しているものではない以上、パロディはA～C類型では拾えないのではないか。

- ・ C類型は、米国著作権法上の判例法理であるトランスフォーマティブ・ユースを前提にしていると考えられ、そうであれば、パロディによっては、C類型の射程に入ってくるのではないかと。
- ・ 典型的なパロディは、著作物の鑑賞価値を利用していると考えられるのであり、C類型には該当しないのではないかと。
- ・ パロディについては、表現の自由や人格権の問題等大変難しい論点があり、別に検討すべきだという方向性はかなり明確に出されているのではないかと。

#### 【公益目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について】

- ・ 公益などの特定の目的のある利用については、今後の個別権利制限規定の見直しに当たって、既存の個別権利制限規定の構成要件を抽象化する方向で、英国等のフェアディーリング型のような規定の導入も視野に入れて検討すべきではないかと。